# 居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　　社会福祉法人明康会が開設する紫雲荘指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護支援事業（以下「事業」という。）を適正に運営するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（以下「専門員」という。）が、要介護状態等になった高齢者等に対して適切な介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　事業所の専門員は、被保険者が要介護状態等となった場合においてもその者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行う。

２．事業所の専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して介護支援を行うこととする。

３．事業所の専門員は、介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう努るものとする。

４．事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健、医療、福祉サービスとの連携に努るものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　紫雲荘指定居宅介護支援事業所

（２）所在地　　茨城県筑西市海老ヶ島１９９９

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　　事業所に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

（１）管理者　　１名（常勤の兼務者）

（２）専門員　　２名（常勤専従１名　兼務１名）

２．前項の職員の職務内容は次のとおりとする。

１．管理者は事業所を代表し、業務を統括する。

２．専門員は要介護者等が介護保険法に基づく指定居宅サービス等を適切に利用することができるよう要介護者等の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、要介護者等及びその家族の意向を尊重し、下記事項を記載した居宅介護サ

ービス計画を作成するものとする。

２－１　利用する指定居宅サービスの種類及び内容

２－２　要介護者等の健康上，生活上の問題点及び解決すべき課題

２－３　提供される指定居宅サービス等の目標及び達成時期

２－４　提供される指定居宅サービス等が提供される日時及び指定居宅サービス等を提供する上で留意すべき事項

２－５　指定居宅サービス等を利用するために利用者が負担すべき費用の額また、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅介護サービス等の提供が確保されるよう、指定サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、要介護者等が介護保険施設等への入所を要する場合には施設への紹介等の便宜提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（１）営業日は３６５日。職員のシフト対応とする。（年間休日１０８日を含む）

（２）営業時間は午前８時３０分から午後５時３０分までとする。ただし、携帯電話等により常時連絡可能な体制をとる。

（事業の提供方法及び内容）

第６条　指定居宅介護の提供方法及び内容は次のとおりとする。

（１）利用者等の相談を受ける場所（事業所の相談室）

（２）使用する課題分析表の種類（居宅サービス計画ガイドライン）

（３）サービス担当者会議の開催場所（事業所の相談室）

（４）専門員の利用者訪問頻度　適宜（月１回以上とする）

２．要介護者等が指定居宅サービス等を適切に利用できるよう、当該要介護者等の依頼を受けて、その者の心身の状況、その置かれている環境、当該要介護者等及びその家族等の要望を考慮した居宅介護サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他必要な情報の提供を行うとともに当該要介護者等が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、介護保険施設等への紹介やその他の情報提供を行うものとする。

（利用料等）

第７条　指定介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該支援が法定代理受領サービスであるときは利用者負担は無料とする。

２．第８条の実施区域を越えて行う指定介護支援を行う場合に要した交通は、その実費負担を求める。なお、自動車を使用した場合の交通費は次のとおりとする。

（１）事業所から片道がおおむね１０ｋｍ未満の場合は３００円

（２）事業所から片道がおおむね１０ｋｍ以上の場合は１０ｋｍを超えた距離１ｋｍ当たり２０円を加算

２．前項の場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用についての文書を交付説明し了承を得てからサービスの提供を行うものとする。

（通常の事業実施区域）

第８条　通常の事業実施区域は、筑西市・つくば市・桜川市・下妻市・八千代町・結城市・古河市・土浦市・常総市・石岡市の区域とする。

（非常災害対策）

第９条　非常災害に対しては、利用者の安全確保の為、次の事項について遵守しなければならない。

１．管理者は、各種災害防止計画を策定し、毎月１回の訓練を行うこと。

２．防火管理者を設置すること。

３．第１号で策定した計画に基づき、利用者の誘導、事態の説明等、利用者に恐怖感を与えないように努めること。

４．事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（緊急時における対処方法）

第１０条　介護員等は、サービス利用中に利用者の状態の変化、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医及び家族に連絡する等、措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

（身体拘束）

第１１条　利用者に対し、緊急やむを得ない理由により、身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況、拘束をやむを得なかった理由を、記録に記載しなければならない。また、身体拘束について、家族の同意を得なければならない。

（虐待防止）

第１２条　利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、再発防止するための委員会の開催、指針の整備、研修（年１回以上）の実施、担当者を定めることを義務付ける。該当担当者としては、虐待の発生、再発を防止するための委員会の責任者と同一の従業員が務めることとする。

（その他運営の関する留意事項）

第１３条　　事業所は、専門員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　　採用後１ヶ月以内

（２）継続研修　　年２回

２．事業所の職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用契約の内容とする。

３．この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項については、事業所の管理者が明康会と協議して定めるものとする。

附　則

この運営規程は平成１６年１０月１日より施行する。
この運営規程は平成１７年４月１日より施行する。
この運営規程は平成１８年１月１日より施行する。
この運営規程は平成１９年１１月１日より施行する。
この運営規程は平成２１年４月１日より施行する。
この運営規程は平成２５年１１月１日より施行する。
この運営規程は平成２６年８月１日より施行する。
この運営規程は平成３０年４月１２日より施行する。
この運営規程は平成３０年１０月１日より施行する。
この運営規程は令和元年７月１６日より施行する。
この運営規程は令和元年１０月１日より施行する。
この運営規程は令和元年１２月１６日より施行する。
この運営規程は令和３年８月１日より施行する。
この運営規程は令和４年４月１日より施行する。
この運営規程は令和４年７月１日より施行する。
この運営規程は令和４年７月２１日より施行する。
この運営規程は令和５年４月１日より施行する。
この運営規程は令和７年１月１日より施行する。